科目名		憲法入門		科目分類	■専門科目群(第1グループ)□総合科目群(第2グループ)法律 学科 ■必修 □選択学科 □必修 □選択		
英文表記			oduction onstitution		開講年次	■1年 □2年 □3年 □4年	
ふりがな			ひろとし		開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中	
 担当者名		佐藤	寛稔		修得単位	2 単位	
授業のテーマ		憲法学の概要を学んだ上で基本的な概念を使って憲法問題を考える思考力を養います。					
授業概要		憲法は、国家の最高法規です。国の統治の基本構造は憲法によって定まっています。しかし、それ以上に 重要なのは、憲法が国民によって作られ、そして国家に対して向けられたルールであるということです。 この視点の有無は憲法の「見え方」を大きく変えます。本講義ではこの国民が国家に課したルールである という点を強調して様々な憲法問題を分析していきます。					
到達目標		憲法学の思考様式の修得を目標にします。単なる感想や個人的な政治的見解の吐露にとどまらない憲法を 論じ方を身につけるようにします。					
授業時間外の 学習		毎回シラバスをみて、その回に扱う内容を確認し教科書の該当箇所を最低2回読んできてください。最近は憲法にかかわる話題が多くなっています。政治的な主義主張に振り回されないように注意しながら、新聞等をよく読むようにしてください。					
履修条件		大学は「学ぶ場」です。その点を十分留意した整容、言動等を心がけられる学生のみの履修を認めます。 1年生の必修科目ですので、上級生が受講する場合には下級生の模範となる受講態度が求められます。					
授業計画							
第1回	ガイダンス 大学での憲法学の学び方						
第2回	日本の安全保障と憲法9条 集団的自衛権行使容認に至るまでの憲法解釈の変遷!					憲法解釈の変遷!	
第3回	意外に知られていない「人権」の意味!						
第4回		平等とは何か?親殺しは重罪?結婚していないカップルの子はどう扱われる?女子にのみ課されていた再婚禁止期間はどう考える?					
第5回	-	政教分離と信教の自由は衝突しない?					
第6回	表现	表現の自由の限界―プライバシー、名誉棄損、喧嘩言葉、差別的表現 猥褻表現					
第7回	メディアの取材の自由はどこまで認められるか?放送法の「公平性原則」と表現の自由						
第8回	やりたい仕事はなんでもできる?職業選択の自由とその規制						
第9回	9回 社会権を理由に国民の経済活動を制限できるのは何故だろう?						
第10回	国民に主権があるとはどういうこと?本当に自分が国政の決定権はあるのか?						
第11回	権力が分立されている制度は不合理ではないのか?						
第12回	国会議員は、逮捕されない?何を話してもよい?何故、高い給料がもらえる?						
第13回	内閣総理大臣は実は強力な権限を持っている!						
第14回	裁判官が、国民代表機関の作った法律を無効にすることは民主主義と矛盾しないか?						
第15回 地方の時代とは言うけれど…「地方自治の本旨」とは?							
第16回 期末試験							
テキス	+	,	芦部信喜 高橋和之補訂『憲法(第6版)』(岩波書店) 六法は必ず持参してください。				
参考文献・資料 安念 潤司 小山 剛 青井 未帆 宍戸 常寿 山本 龍彦 『憲法を学ぶための基礎知識 論点 日本							

	期末試験(40%)					
	授業内テスト (45% 3 点×15 回)					
成績評価の方法	レポート課題(15 点)					
	欠席数が5回以上の者については、評価しません。この点はいかなる者のいかなる事情も考慮しません。					
	部活、学校行事、病気、家庭の事情などでも認めません。また授業外学習支援への出席を本講義への出席					
	に振り替えることはありません。					
	授業に実質的に参加していない者は欠席とします。					
	【平成27年度(2015)以前に入学した学生】					
成績評価基準	優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)					
以傾叶Ш左中	【平成28年度(2016)以降入学した学生】					
	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)					
オフィスアワー	火曜日 9:00~10:30 水曜日 9:00~10:30					
学生への	勉強に躓くのは、比較的早い段階でのことが多いです。疑問が生じたら遠慮せずに質問しにきてください。					
メッセージ						